

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業統治を会社の持続的な成長に不可欠な要素として位置付けております。企業統治の基本的な構造といたしましては、取締役会、監査役会、会計監査人からなる機関設計並びに内部監査室及び内部統制室、リスク管理・法令遵守の推進を図る委員会による経営監視体制を構築することで組織的な内部牽制機能を働かせ、適正且つ効率的な意思決定と業務執行を促し、経営の健全性を維持・向上することを目指しております。また、適時・適正な情報公開により会社の透明性を高め、ステークホルダー（顧客、従業員、株主、業界、社会）間の利益配分における確かな調整を実現していきたい考えです。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
伊藤忠商事株式会社	3,579,400	56.72
芹澤 圭二	315,000	4.99
東日本電信電話株式会社	310,000	4.91
西日本電信電話株式会社	160,000	2.54
高橋 憲治	140,000	2.22
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社 証券管理部)	66,700	1.06
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	59,000	0.93
DEUTSCHE BANK AG LONDON-PB NON-TREATY CLIENTS 613 (常任代理人 ドイツ証券株式会社)	58,000	0.92
会田 研二	43,100	0.68
伊藤忠インタラクティブ株式会社	40,000	0.63

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	伊藤忠商事株式会社(上場:東京)(コード)8001
--------	---------------------------

補足説明 更新

第10位株主として上記に加え、下記追加記載いたします。

氏名又は名称 : 株式会社ファミリーマート

所有株式数 : 40,000株

割合 : 0.63%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	3月
-----	----

業種	情報・通信業
----	--------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

親会社との取引に際しては、通常の取引と同様の決裁基準によって判断されており、市場価格や商慣行を踏まえ合理的な条件で決定される仕組みとなっております。また、重要な取引(会社経営に対する影響度が大きいもの)に関しては、取締役会にて利益相反及び特別な利害関係、少数株主保護の観点を含めて総合的に審議することとしており、独立役員から疑義の意見表明がないことを確認した上で決議しております。

なお、親会社のコーポレート・ガバナンスに関する報告書では、上場子会社の独立性を尊重すること、取締役や監査役の派遣は経営監視のためであること、内部統制システムの構築等につき親会社として助言・支援する旨が謳われております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社の親会社は伊藤忠商事株式会社であり、同社は直接所有及び間接所有合計で当社株式の57.4%(平成28年3月31日現在)を所有しています。伊藤忠商事グループは広範な業種の企業を傘下に擁し、当社はグループ企業との連携や人材の交流といったメリットを活かしつつ、独自の企業活動を展開しております。特に伊藤忠商事株式会社との関係では、“エキサイト”ブランド(商標権)の貸与*1を受け、その対価としてロイヤリティを支払う契約を結んでおります。また、常勤取締役1名、非常勤取締役1名、非常勤監査役1名、出向者や転籍等を伴う役員十数名の派遣を受けております。

4名の取締役で構成される当社の取締役会(意思決定機関)は、独自の意思決定が行われております。資本や人材及び伊藤忠商事グループ各社との業務面での連携は、その取引内容から見て、当社の独立性が確保される範囲内のものであり、今後もこの関係を継続していきながら当社事業を発展させる考えであります。

*1 エキサイト株式会社は平成9年の設立当初、米国のExcite Inc.と現親会社である伊藤忠商事株式会社及びそのグループ会社を株主とする合併会社でありました。その後、Excite Inc.は他の米国企業(@home Corporation)に買収されるなどの経緯をたどり、平成13年には@home Corporationが米国連邦破産法第11条を申請するに至りました。同社の清算手続きが進む中、伊藤忠商事株式会社は、日本でのエキサイト株式会社の営業を継続するため、当社株式の約90%を所有する筆頭株主になりました。こうした事情を背景に伊藤忠商事株式会社が“エキサイト”ブランド(商標権)を所有するものであります。

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
竹林 昇	他の会社の出身者		△						○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
竹林 昇		同氏は、平成24年3月31日付で伊藤忠商事株式会社を退職しております。	経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営力の強化をはかるものであります。また当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図ることを目的としております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査体制につきましては、監査役3名(内社外監査役2名)による計画的な監査が実施され、監査役は取締役会や情報連絡会をはじめとする重要な会議に出席し的確な状況把握ができる体制を整えています。また、社長直轄の内部監査室を設置し、独立性の高い内部監査を実施しています。さらに当社では「内部統制システムに関する基本方針」の下、財務報告の信頼性確保を主たる目的とした内部統制室(2名)を設置しております。これら三者(監査役、内部監査室、内部統制室)は、緊密な連携を図りながら、業務監査及び会計監査について年間を通じて恒常的且つ効率的な監査業務を遂行しております。

【内部牽制機能について】

当社の組織は、大きく営業部門と管理部門に分かれており、これにより部門間の相互牽制及び効率的な事務処理を実現しています。また、情報連絡会では、部門間の意識統一のみならず、情報を共有することで業務遂行の透明性を確保しています。さらに社長直轄の内部監査室がどの組織からも完全に独立した立場で随時、業務監査を行うことにより定められた業務フローの適正な実行を促しています。加えて当社では全社横断的な安全・コンプライアンス委員会を設置することで危機管理上の検討を諮り、対策を講じる体制を整えています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小澤 好正	他の会社の出身者			△							△			
行方 國雄	弁護士										○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小澤 好正		同氏は、平成27年6月24日付で伊藤忠商事株式会社を退職しております。	財務経理部門や総務部門における要職を歴任し、経営に関する豊富な経験と幅広い知識を有しており、監査における十分な能力と見識を有しているため。
行方 國雄	○	同氏がパートナーを務めるTMI総合法律事務所と当社の間、法律顧問契約にかかる取引があり、取引額は年間11百万円程度(平成27年4月1日至平成28年3月31日)であります。	弁護士として企業法務に精通するとともに経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、特に少数株主保護の観点を含めステークホルダー間の利害調整等において、的確な経営判断を促す事が可能であるため。

【独立役員関係】

独立役員の数

1名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の業績と取締役の受ける利益とを連動させることにより、当社の業績向上に対する意欲や士気をより一層高め、健全な経営と着実な発展を図ることを目的としております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

【平成28年3月期の取締役及び監査役に支払った報酬等の額】

取締役(社外取締役を除く)に支払った報酬(3名) 29百万円

監査役(社外監査役を除く)に支払った報酬(1名) 1百万円

社外役員に支払った報酬(3名) 15百万円

(注)

1. 取締役の支給人数は、無報酬の社外取締役1名を除いております。
2. 使用人兼務取締役(1人)に対する使用人給与相当額は11百万円で、上記取締役に対する報酬額には含まれておりません。
3. 社外役員の支給人数は、平成27年6月25日開催の第18期定時株主総会終結の時をもって辞任した監査役1名及び新たに選任された監査役1名を含んでおります。
4. 社外役員(3名)は、すべて社外監査役です。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社では、役員報酬規程を整備し、同規程が定める役員報酬会議にて報酬の基準となる額(基準額)を審議・決定しております。役員報酬は基本報酬と役員賞与で構成され、基本報酬は基準額に従って決められており、役員賞与は業績及び目標管理制度に連動して定まる仕組みとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 **更新**

取締役4名のうち1名が社外取締役、また、監査役3名のうち2名が社外監査役となります。管理部門が中心となって取締役及び監査役の情報収集をはじめとするサポートを行っております。また必要に応じて各部が取締役及び監査役への情報提供、説明を行うなど柔軟なサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社は、経営システムが適正に働くように添付の図説に示す経営組織を構築し、速やかな意思決定及び業務執行、並びに監督体制を整えております。また、全社横断的な情報連絡会を定期的開催し、情報の共有や業務遂行の透明性を確保しています。このほか、リスクマネジメントの観点から営業活動に対するチェック機能を働かせるため、安全・コンプライアンス委員会を設置し、危機管理上の検討及び対策を講じる体制を整備しております。

取締役候補者の選任につきましては、当社業界に精通していること、事業運営能力並びに組織統率力を重視しつつ、経営統治機能が有効に働く人選であることとしております。役員報酬の決定につきましては規程や基準を整備し、透明性と合理性を確保することに努めております。

【会計監査人の状況】

監査法人：新日本有限責任監査法人

公認会計士：柴田 憲一、金野 広義

公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬：29百万円(平成28年3月期)

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は監査役制度を採用しており、経営の意思決定並びに業務執行の権限を4名の取締役集中させることによって機動力の高い事業運営を実現するとともに、取締役会と監査役会(監査役3名のうち社外監査役2名)にて経営を監視する体制となっており、実質的に十分な経営管理・監視機能を有する体制が整っていると考えております。

監査役は、取締役会規程で積極的に意見を述べ審議に参加することが求められており、各監査役は監査に関する能力と見識のみならず、事業会社における業務執行経験や企業法務における専門的知見から冷静且つ客観的な意見を述べることによって、取締役が的確な経営判断ができるよう促す仕組みとなっております。

なお、平成28年6月23日開催の定時株主総会にて、前年度に引き続き社外取締役(1名)が選任されました。社外取締役として客観的な考え方で経営を監視し、合理的で透明性のある意思決定に資する役割を期待するものであります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社第19期定時株主総会は平成28年6月23日に開催しました。
電磁的方法による議決権の行使	パソコン及び携帯電話からインターネット上の議決権行使サイトにアクセスし、議決権を行使することができます。
その他	自社のホームページ(http://corp.excite.co.jp/ir/)に株主総会招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページ(http://corp.excite.co.jp/ir/)にて掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期と通期の決算発表時に証券アナリスト及び機関投資家を対象にした決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	適時開示情報、決算短信、有価証券報告書、決算説明会資料等を当社ホームページ(http://corp.excite.co.jp/ir/)に掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当者(1名)を設置しております。取締役CFOがIR担当役員を務めております。IR担当者がIR事務連絡責任者を務めております。	
その他	(1) 株主通信を年2回発行しております。 (2) 株主アンケートを年一回実施し、当社や当社株式に対するご意向やご要望等を頂戴する機会を設けております。 (3) IR専用電話を設置するとともに、インターネットによるIR専用ご意見投書手段を提供しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	(1) 「REDUCE」、「REUSE」及び「RECYCLE」の理念を中核とする地球環境への配慮を重視した循環型社会の実現に賛同し、「MOTTAINAI(もったいない)」を標語とした、「MOTTAINAIキャンペーン」へ協賛し、当社が提供するブログサービス上における「MOTTAINAI」公式ブログの開設等を実施しております。 (2) インターネット関連サービスという業態で環境問題に貢献できるよう、省消費電力型のサーバー等への機器の更新等を推進しております。
その他	(1) 個人情報保護の重要性を認識し、個人情報の適切な管理に努めるため、一般財団法人日本情報経済社会推進協会よりプライバシーマークの認定を受けております。 (2) インターネット広告の業界団体である、「一般社団法人 日本インタラクティブ広告協会」(JIAA)へ加盟し、その時々でインターネット広告関連企業に求められる社会的要件等の情報収集を行い、これを満たし、企業文化の形成に役立てております。 (3) 女性の活躍支援に向けて、仕事と育児の両立を目的とした職場環境の整備や、育児による休暇・短時間勤務制度を制定・運用しております。 <当社の女性比率>(2016年5月31日現在) ・女性取締役の比率 0.0%(0名/4名) ・女性社員の比率 43.5%(94名/216名) ・女性役職者の比率 21.4%(12名/56名)

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制について「内部統制システムに関する基本方針」を定め、その後、その運用状況について検証等を行っております。概要は以下のとおりです。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役会、監査役会及び会計監査人によって構成される経営管理体制を前提とする。
- ・取締役会は、取締役会規程その他の規程に基づき、取締役の業務分担その他の経営上の重要事項について決定を行い、または報告を受け、各取締役の職務執行上の適法性、定款適合性を確認する。
- ・取締役は、取締役会における決定事項に基づき、各々の業務分担に応じて職務執行を行うとともに、取締役会規程その他の規程に基づき、職務執行の状況を取締役会に報告する。また、各取締役は、他の取締役の職務執行の法令及び定款への適合性に関し、相互に監視する。
- ・監査役会は、監査役会規程及び監査役監査基準その他の規程に基づき、内部統制の整備状況を監査し、取締役、会計監査人及び内部監査室と定期的に情報及び意見の交換を行なう。
- ・当社は、内部監査室長を委員長とし、社内関連部署から選定された委員及び外部有識者（顧問）を構成員とし、常勤監査役をオブザーバーとして加えて定期的に開催される安全・コンプライアンス委員会を設置し、経営理念、経営目標及びコンプライアンスプログラム（規程）、企業行動基準に基づき、取締役の職務執行の過程あるいは結果として生ずる種々業務に於けるコンプライアンス上の危惧及び問題を監視し、適宜弁護士等外部専門家の助言を得ながら問題の原因、対策を通常業務ラインから独立して討議の上その結果を社長に諮問する。
- ・商取引管理及び経理に関する社内規程を整備するとともに、チーフフィナンシャルオフィサーを設置し、財務報告の適正性を確保するための体制の充実を図る。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・職務執行に係る情報について、情報セキュリティガイドライン（規程）に基づき、管理責任者の明確化、情報管理区分の設定を行うとともに、文書の取扱いにおける諸規程に基づき、株主総会議事録、取締役会議事録等をはじめとする各種文書を適切に作成することとし、これら文書その他の職務執行に係る情報はその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理し、取締役及び監査役は、いつでも、これを閲覧することができる。
- ・財務情報、経営計画等の重要な経営情報について、法令等に定めるもののほか、ウェブサイト等を通じ、適時・適切な開示に努める。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社は、取締役会にて定期的に重要事業のリスクの見直しを行なう他、定期的および随時開催される本部長会等を通じて、業務遂行上のリスク、コンプライアンス上のリスク及び財務報告等の開示に関するリスクについて、そのリスクに応じたリスクマネジメント活動を行う。
- ・リスクマネジメントにおける重要事項については、取締役会に報告する。
- ・業務執行に係るリスク（個人情報漏洩等の事故、情報システムの停止、与信に関わる重大な事故等）を具体的かつ網羅的に認識し、その把握と管理に努め、リスク顕在時の報告体制を危機管理規程に定める。
- ・危機管理規程に基づき、リスク顕在時には社長に速やかに報告を行うとともに、初動対応は社長の指示に基づき安全・コンプライアンス委員長を本部長とする危機管理本部を設置し、平常時と異なる組織体制にて迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に留める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、諸規程に基づき取締役会において審議承認された後、執行決定を行う。
- ・取締役会等の決定に基づく業務執行は、事業部長・室長会議、部会及び全社員集會等により従業員に周知徹底を図る。
- ・業務執行は、業務分掌規程に基づく明確な分担及び職務権限規程に基づく明確かつ適正な決裁権限の行使により行う。
- ・業務執行の実行状況は、定期的に本部長会でレビューされ、その結果は取締役会に報告される。
- ・意思決定の迅速化、内容の適正等を確保するためのIT基盤を整備し、電子稟議等を導入する。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・経営理念、経営目標、コンプライアンスプログラム（規程）、企業行動基準及び就業規則を業務運営における判断の基準とし、経営者及び各部署長はこれらを従業員に対し周知徹底することにより法令及び定款への適合性を確保する。
- ・従業員の職務執行は、職務権限規程、業務分掌規則に基づく明確な分担及び職務権限規程に基づく明確かつ適正な決裁権限の行使及び適正な業務処理により行う。
- ・社長直属の内部監査室を設置し、各部署の業務執行の統制状況、内部統制システムの有効性に対する定期的な監査により法令等への適合性を確保する。
- ・管理部門による稟議書審査、金銭收受を伴う案件の財務経理室合議により、意思決定の妥当性を都度検証する。
- ・安全・コンプライアンス委員会を設置して、コンプライアンス体制の整備及び維持を図る。
- ・安全・コンプライアンス委員長は、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに社長に報告する。
- ・法令違反その他のコンプライアンスに関する重大事実について、内部情報提供制度規程に基づき安全・コンプライアンス委員長及び常勤監査役を窓口とした内部通報体制を整備し、その運用を行う。
- ・社会秩序や企業の健全な行動に悪い影響を与える個人・団体に対して法令及び企業行動基準に基づき常に注意を払うとともに、その不当要求に対しては組織的な対応をとって、このような個人・団体とは一切関わらない。
- ・内部監査室は内部統制室等と共同し、法令及び社内規程遵守のための定期的な講習会の実施やマニュアルの作成・配布等、従業員に対する教育体制を整備し、また定期的な見直しにより内容の充実を図る。

(6) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社、子会社及び関連会社全体での内部統制強化の観点から、子会社及び関連会社各社に非常勤取締役及び非常勤監査役を派遣し、その指導、監督を通じて子会社及び関連会社の取締役等及び使用人の職務の執行が効率的かつ法令及び定款に適合していること等経営の適正性を監視し、また定期的に子会社常勤役員より経営方針、業務実績、業務執行の適正性等につき報告を受け、情報の共有化を図ることにより各社における業務執行の適正性を確保する。
- ・内部監査室は、子会社各社を内部監査の対象とする。
- ・当社は、子会社及び関連会社のリスクマネージメントに関して、連結対象会社経営管理規則を整備し、その運用を行う。
- ・取締役及び子会社の取締役は、子会社及び関連会社において、リスクマネジメントにおける重要事項及び法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告するものとする。
- ・当社は、子会社にコンプライアンス責任者を任命し、コンプライアンス体制の強化を図るとともに、グループ安全・コンプライアンス委員会に定期的に出席させ情報交換を図り、子会社の状況の把握に努め連携体制を整えるものとする。
- ・子会社が、当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、またコンプライアンス上問題があると認められた場合には、当社安全・コンプライアンス委員長に報告するものとする。安全・コンプライアンス委員長は直ちに改善策の措置を求めることができるものとする。

(7) 監査役の監査に関する事項

- ・監査役の職務を補助するため、監査役の要請があれば管理部門の使用人を事務局員として配置し、当該使用人は社内規程に基づき監査権限を有するものとする。事務局員の取締役からの独立性を確保するため、事務局員は、監査役の下で監査事務に関する業務を行うこととし、事務局員の異動及び人事評価等については、監査役との協議を要するものとする。
- ・監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、会社は予算措置を講じ外部専門家を独自に起用することができる。
- ・取締役は、法令に基づき行われる監査役監査において、職務執行の状況、経営に重要な影響を及ぼす事実等の重要事項について、定期的に監査役に報告する。
- ・取締役は、取締役会および安全・コンプライアンス委員会等において、内部統制システムの機能状況等の経営上の重要事項について、監査役との間で情報を共有するとともに、必要に応じて監査役より報告を受ける。
- ・当社、子会社及び関連会社の役員及び使用人は、監査役に対して、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等を直接報告することができる。
- ・当社は、監査役に対して報告したことを理由として不利益を被らないようにすることを保証する。

(8) 財務報告の信頼性の向上

- ・金融商品取引法に基づく財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するため、経理規程等の社内規程に基づいて整備された業務プロセスの適正な運用を通じて、財務報告の信頼性の向上を図る。また、財務報告の適正性確保に係る法令の改訂・施行に適切に対応する。
- ・内部監査室及び内部統制室を設置し、財務経理室、監査役及び会計監査人との緊密な連携のもと、財務報告の適正性を確保するための体制の整備並びに運用について定期的にモニタリングを行いその適正性を確保する。

(9) 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制

- ・当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。
- ・当社は、取締役及び使用人に基本方針を周知徹底するとともに、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と密接に連絡を取り、組織全体としての確に対応する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力の排除につきましては、内部統制システムに関する基本方針の一つとして「当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とし、また、当社は、取締役及び使用人に基本方針を周知徹底するとともに、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と密接に連絡を取り、組織全体としての確に対応する。」と定めております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

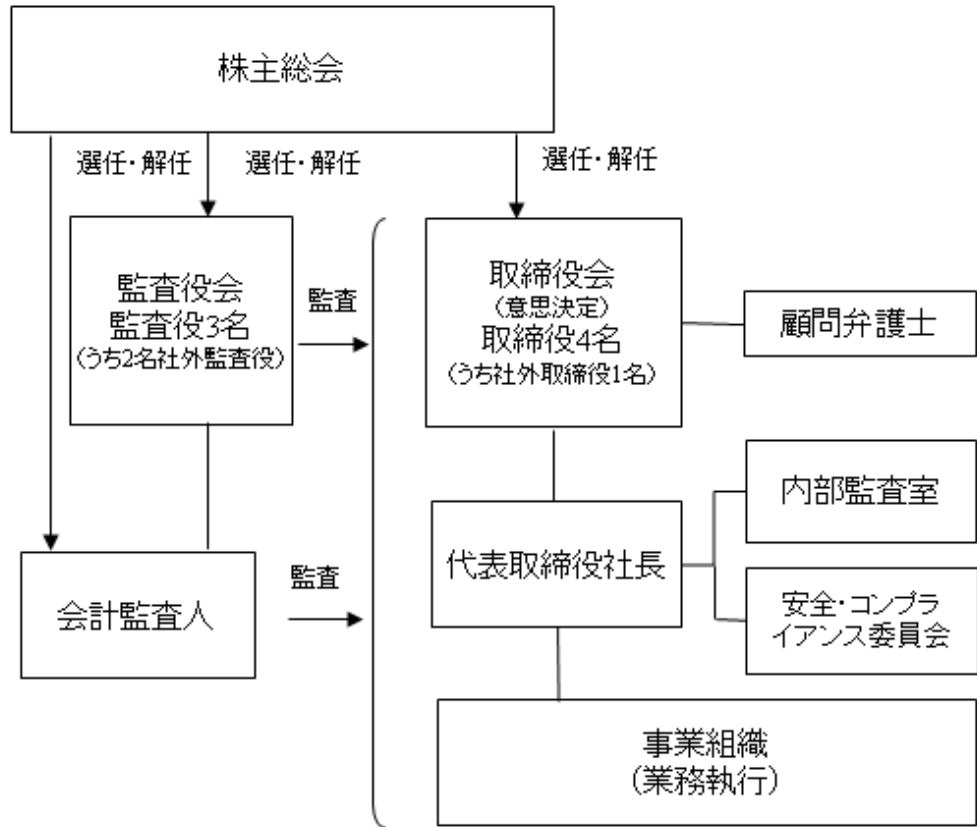
なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

公益社団法人財務会計基準機構(FASF)に加盟し、適時・適切な財務情報開示に努めています。

【経営システム】



【内部統制システム】

